D の区分	算式
［略］	［略］

D ／ 1,000 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

D　昼間流入人口（国勢調査令によつて調査され、令和 2 年国勢調査報告に掲げられた「男女、年齢（5 歳階級）、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率」中「常住地又は従業地・通学地」のうち「県内他市町村に常住」の「総数」と「他県に常住」の「総数」との合計数をいう。）の数

E　令和 2 年人口から昼間流出人口（国勢調査令によつて調査され、令和 2 年国勢調査報告に掲げられた「男女、年齢（5 歳階級）、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率」中「常住地又は従業地・通学地」のうち「県内他市町村で従業・通学」の「総数」と「他県で従業・通学」の「総数」との合計数をいう。以下同じ。）を控除し昼間流入人口を加えた数を令和 2 年人口で除して得た率（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 1.00 未満の市町村にあつては、1.00 から当該率を控除した率に 167 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とし、その他の市町村にあつては 0 とする。

〔二〕　次の(1)、(2)、(3)及び(4)に定めるところによつて算定した点数の合計数が九五〇点以上となるものをⅡの地域十種地、九〇〇点以上九五〇点未満となるものをⅡの地域九種地、八五〇点以上九〇〇点未満となるものをⅡの地域八種地、八〇〇点以上八五〇点未満となるものをⅡの地域七種地、七五〇点以上八〇〇点未満となるものをⅡの地域六種地、七〇〇点以上七五〇点未満となるものをⅡの地域五種地、六〇〇点以上七〇〇点未満となるものをⅡの地域四種地、五〇〇点以上六〇〇点未満となるものをⅡの地域三種地、三五〇点以上五〇〇点未満となるものをⅡの地域二種地、三五〇点未満となるものをⅡの地域一種地とする。

(1)　Ⅰの地域からの距離に係る点数

次の表のＡの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（当該数が負数となるときは、当該数を零とする。）

A の区分	算式
［略］	［略］

算定の過程に整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、（B × 10 − 200）、（B × 10 − 400）、（B × 10 − 250）又は（B × 10 − 500）が負数となるときはそれぞれ 0 とし、（B × 10 − 200）が 200 を超えるときは（B × 10 − 200）を 200 とし、（B × 10 − 250）が 250 を超えるときは（B × 10 − 250）を 250 とする。

D の区分	算式
［同左］	［同左］

D ／ 1,000 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

D　昼間流入人口（国勢調査令によつて調査され、平成 27 年国勢調査報告に掲げられた「常住地又は従業地・通学地による年齢（5 歳階級）、男女別人口及び就業者数」中「従業地・通学地による人口」のうち「県内他市町村に常住」の「総数」と「他県に常住」の「総数」との合計数をいう。）の数

E　平成 27 年人口から昼間流出人口（国勢調査令によつて調査され、平成 27 年国勢調査報告に掲げられた「常住地又は従業地・通学地による年齢（5 歳階級）、男女別人口及び就業者数」中「常住地による人口」のうち「県内他市町村で従業・通学」の「総数」と「他県で従業・通学」の「総数」との合計数をいう。以下同じ。）を控除し昼間流入人口を加えた数を平成 27 年人口で除して得た率（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 1.00 未満の市町村にあつては、1.00 から当該率を控除した率に 167 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とし、その他の市町村にあつては 0 とする。

〔二〕　次の(1)、(2)、(3)及び(4)に定めるところによつて算定した点数の合計数が九五〇点以上となるものをⅡの地域十種地、九〇〇点以上九五〇点未満となるものをⅡの地域九種地、八五〇点以上九〇〇点未満となるものをⅡの地域八種地、八〇〇点以上八五〇点未満となるものをⅡの地域七種地、七五〇点以上八〇〇点未満となるものをⅡの地域六種地、七〇〇点以上七五〇点未満となるものをⅡの地域五種地、六〇〇点以上七〇〇点未満となるものをⅡの地域四種地、五〇〇点以上六〇〇点未満となるものをⅡの地域三種地、三五〇点以上五〇〇点未満となるものをⅡの地域二種地、三五〇点未満となるものをⅡの地域一種地とする。

(1)　Ⅰの地域からの距離に係る点数

次の表のＡの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（当該数が負数となるときは、当該数を零とする。）

A の区分	算式
［同左］	［同左］

算定の過程に整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、（B × 10 − 200）、（B × 10 − 400）、（B × 10 − 250）又は（B × 10 − 500）が負数となるときはそれぞれ 0 とし、（B × 10 − 200）が 200 を超えるときは（B × 10 − 200）を 200 とし、（B × 10 − 250）が 250 を超えるときは（B × 10 − 250）を 250 とする。